

平成29年10月12日

各 位

さくらの街信用組合

当組合元職員への有罪判決について

本日、新潟地方裁判所において、詐欺並びに窃盗の容疑で起訴されていた当組合元職員に対して、懲役3年の判決が言い渡されました。

この事件は、平成27年9月に発覚し、同年9月30日に記者会見並びに当組合ホームページにより公表した不祥事件で、事故者は平成27年12月に懲戒解雇とし、刑事処罰を求めるため、当組合が刑事告訴していたものです。

当組合といたしましては、元職員の有罪判決を重く受け止め、このような不祥事件を発生させましたことを改めて深く反省するとともに、お客さまをはじめ地域の皆さまに心より深くお詫び申し上げます。

社会的、公共的役割を担い、高い信用を求められる地域金融機関として、このような事態を招きましたことを厳粛に受け止め、再発防止に向けた内部管理態勢の一層の充実・強化を図るとともに、地域の発展に貢献し、一日も早く信頼を回復できるよう役職員一丸となって取組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

本件に関するお問合せ先

担当部署 さくらの街信用組合 総務部

電話番号 0250-43-3418

受付時間 午前9時から午後5時（土・日・祝日等休業日を除く）